

野田市告示第 1 8 0 号

屋外広告物法第 8 条第 2 項の規定により、野田市長が除却し保管した広告物等について、次のように告示する。

令和 7 年 7 月 1 5 日

野田市長 鈴 木 有

1. 保管した広告物等の名称又は種類及び数量

はり札 3 9 枚

2. 保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

別紙のとおり

3. 当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

別紙のとおり

4. その他（返還するために必要と認められる事項）

広告物等を返還する旨を申し出る方は、広告物の所有者等であることが分かる書類等を持参して、下記担当までお越しくください。

また、返還には規則で定められた受領書（押印したもの）が必要となります。

※ 問合せ先・担当 都市部都市計画課 電話 0 4 - 7 1 2 3 - 1 1 9 3

第九号様式の二（第十六条第二項）

保 管 物 件 一 覧 簿							
整理番号	保管した広告物等		保管した広告物等が 放置されていた場所	除却した年月日時	保管を始めた年月日時	保管の場所	備考
	名称又は種類	数量					
7-6-1	立看板 はり札	— 8	結城野田線 七光台～中里～親野井～西高野～関宿台町～関宿三軒家～関宿江戸町～関宿台町	令和7年6月4日 午前9時から午後4時	令和7年6月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-6-2	立看板 はり札	— 5	境杉戸線～市道71075～2522～1501～71300～結城野田線 関宿台町～関宿江戸町～関宿内町～西高野～柏寺～桐ケ作	令和7年6月4日 午前9時から午後4時	令和7年6月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-6-3	立看板 はり札	— 1	市道1502～我孫子関宿線～市道1511～2538～2528～結城野田線～ふれあい中央橋～1511 桐ケ作～古布内～次木～親野井～古布内	令和7年6月4日 午前9時から午後4時	令和7年6月4日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-6-4	立看板 はり札	— 3	つくば野田線～我孫子関宿線 目吹～船形～目吹	令和7年6月11日 午前9時から午後4時	令和7年6月11日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-6-5	立看板 はり札	— 9	つくば野田線～市道1120～23058～1120 目吹～金杉～蕃昌	令和7年6月11日 午前9時から午後4時	令和7年6月11日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-6-6	立看板 はり札	— 5	市道1061～21064～21081～11019～2080～1050～2080～2310～1370 中野台鹿島町～堤台～岩名～春日町～岩名二丁目～岩名一丁目～尾崎～岩名～五木新町～光葉町～桜の里	令和7年6月11日 午前9時から午後4時	令和7年6月11日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-6-7	立看板 はり札	— 2	市道1260～52039～52040～52018～1390 山崎	令和7年6月18日 午前9時から午後4時	令和7年6月18日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	
7-6-8	立看板 はり札	— 6	市道1280～62317～62311～62310～62304～62309～62322 下三ヶ尾～西三ヶ尾～二ツ塚	令和7年6月18日 午前9時から午後4時	令和7年6月18日 午前9時から午後4時	野田市役所土木部 旧補修事務所	